

# 道路工事施行承認申請書に関する留意事項

## 【承認工事について】

- ・承認工事とは、道路管理者以外の方が道路に関する工事を道路管理者の承認を受け、自らの費用で行うことで

## 申請から許可までの流れ

### 【窓口】

- ・窓口は渋谷区役所庁舎内にある土木部企画管理課占用係となります。(TEL：03-3463-2784)
- ・来庁される際には必ず電話で事前予約をしてお訪ねください。事前予約がない場合、申請や相談をお受けできない場合があります。

### 【事前相談】

- ・承認工事の申請前に図面や写真等を持参して相談してください。写真は施工する道路施設だけでなく、周辺の道路状況が分かるようなものを準備してください。

### 【道路工事施行承認申請書の提出】

- ・申請書の提出先は企画管理課占用係です。(渋谷区宇田川町1番1号)
- ・添付図書は申請書の記載順に取りまとめ、正・副それぞれの申請書に添付して提出してください。
- ・誓約書、委任状は押印が必要です。

### 【道路工事施行承認申請書の返却】

- ・返却の目安については、申請いただいてから概ね **10 営業日後** となります。
- ・返却の際に着手届の用紙をお渡しします。必要事項を記入のうえ提出してください。

## 承認工事後の流れ

### 【他企業と舗装復旧が競合するときの現場立会い】

- ・承認工事と東京電力・NTT・東京ガス・水道局等の供給管引込工事とで舗装復旧が競合する場合、舗装復旧工事前に現場立会いが必要となります。

### 【完了届の提出】

- ・工事完了後、完了届と完了写真を提出してください。
- ・完了写真は、施工前、施工中、施工後の写真を任意の様式で取りまとめてください。  
特に、舗装断面や構造物の基礎等、不可視部分の形状寸法については構造図どおり施工されていることが確認できるようにしてください。写真で確認できない場合、再施工を指示することがあります。

## 道路施設ごとの留意事項

### 【ガードパイプについて】

- ・原則として、ガードパイプが撤去・移設できる箇所は車両の出入り口のみです。
- ・ガードパイプの撤去・移設が認められた場合でも、撤去・移設延長は必要最小限となります。また、撤去・移設箇所の前後に、撤去・移設した分のガードパイプを設置していただきます。
- ・ガードパイプの施工延長は 0.5m刻みで工事内容内訳書に記載してください。(ガードパイプの規格は 1.0m、1.5m、2.0m、3.0mの4種類)
- ・建築工事等に伴い一時的にガードパイプを撤去する場合、代わりに可動式の門型柵を設置していただきます。また、可動式門型柵の設置延長は、ガードパイプの撤去延長と同じことを原則とします。
- ・可動式門型柵の取外しは、夜間及び休工時以外は行わないものとします。また、施錠管理できるものを設置していただきます。
- ・当該敷地前ではない箇所のガードパイプを設置及び撤去する場合、近隣の方と協議し同意を得てください。

### 【L型側溝について】

- ・L型側溝は排水施設になるので、原則として段差が10cmのものを設置していただきます。
- ・原則として、L型の切下げが設置できる箇所は車両の出入り口のみです。(自転車、バイク除く)
- ・普通自動車の場合、原則として切下げ延長は4.2mまでとします。やむを得ずこれを超える場合、軌跡図を作成し区担当者と協議してください。
- ・駐車場の移設や廃止等により既存のL型の切下げが不要になる場合、承認工事において一般部にしていただきます。
- ・L型側溝を撤去及び設置する場合、舗装転圧や舗装すりつけの影響範囲として前面舗装を最低0.5m幅で復旧していただきます。なお、建築工事による前面舗装の汚損や破損等が確認された場合、影響範囲が広がる場合があります。
- ・現状、L型側溝が道路境界位置に敷設されていない場合、承認工事において境界位置に移設してください。
- ・バリアフリー対応のL型側溝を設置する場合、敷地内のバリアフリー導線が分かる図面を作成してください。導線上に段差等がある場合、許可できない場合があります。また、申請された設置延長が必要以上であると判断した場合についても許可できない場合があります。(参考：車いすの占有幅1.0m)

### 【公共基準点について】

- ・取扱いについては渋谷区公共基準点管理保全要綱に基づき、手続きをお願いいたします。

### 【境界標等について】

- ・原則、動かないようにしてください。万が一、撤去せざる負えない場合は、事前にご相談ください。また、取れてしまった場合や紛失等があった場合は速やかにご連絡してください。  
連絡先：企画管理課認定係（03-3463-2778）

### 【歩道切下げについて】

- ・原則として、歩道切下げが設置できる箇所は車両の出入り口のみです。また、切下げの設置方向は駐車場に対して垂直方向とします。
- ・普通自動車の場合、原則として切下げ延長は 4.2mまでとします。やむを得ずこれを超える場合、軌跡図を作成し区担当者と協議してください。（車両寸法や道路幅員による）
- ・駐車場の移設や廃止等により既存の切下げが不要になる場合、承認工事において一般部にさせていただきます。

### 【街路灯について】

- ・街路灯の移設等を行う場合、区担当者から道路課道路維持係へ意見照会を行いますので、承認書の受取りに 10 営業日以上かかることがあります。また、意見照会に当たり次の資料を準備してください。
  - ① 街路灯移設承諾書（移設延長が 1.5mを超える場合に必要）
  - ② 移設する街路灯と、その前後にある街路灯との設置間隔が分かる図面
  - ③ 照度分布図(②の間隔が 30m以上になる、または曲線を描く道路で移設先が見渡せない場合に必要)
  - ④ 街路灯一基台帳（道路課道路維持係で取得可能）の写し
  - ⑤ 街路灯の写真
  - ⑥ 近隣の状況が分かる外構図及び現況と移設先の 2 面以上の方向から撮影した写真（電柱が近接している場合は電柱番号のアップと電柱全体突端から地際まで画括に入れたもの）

### 【カーブミラーについて】

- ・カーブミラーの移設等を行う場合、視距の調査期間を含めるため、承認書の受取りに 10 営業日以上かかることがあります。
- ・原則として、カーブミラーは車両の出入り口の支障になる場合のみ移設することができます。また、移設場所については区担当者と協議してください。
- ・建築工事等に伴いカーブミラーを一時的に移設する場合、最終的に元の位置に再移設していただきます。
- ・カーブミラーを移設する場合、カーブミラー一基台帳の更新をお願いします。一基台帳の更新については道路課道路維持係に事前協議してください。

### 【樹木及び植栽帯について】

- ・原則として、樹木及び植栽帯が撤去できる箇所は車両の出入り口のみです。
- ・樹木及び植栽帯の撤去が認められた場合でも、撤去延長は必要最小限となります。また、撤去箇所の前後に、撤去した分の樹木及び植栽帯を移設していただきます。
- ・建築工事等に伴い樹木及び植栽帯を一時的に撤去する場合、最終的に元の位置に撤去したものと同種・同数量・同規格の樹木及び植栽帯を再設置していただきます。
- ・樹木を移植する場合、枯死や損傷がないように造園技術者に施行させ、植付けの後は十分保護養生してください。また、移植後1年以内に樹木の枯死または著しい形姿不良が確認された場合、区の指示により補植をしていただきます。
- ・建築工事等に伴い樹木のせん定等を行い、その影響により枯死等が確認された場合、区の指示により補植をしていただきます。

### 【狭あい道路での承認工事について】

- ・当該敷地が狭あい道路に接している場合、申請書に狭あい道路拡幅整備事前協議等協議書の写しを添付してください。

### 【商店街が管理している路線で承認工事を行う場合について】

- ・商店街が管理している路線である場合、承認工事の申請前に商店街に工事概要を説明し、承諾書を取って、承認工事の申請書に添付してください